

1月22日時点

第2次近江八幡市 行政経営改革指針（案） （令和7年度～令和11年度）



令和 年 月
近江八幡市

目次

はじめに.....	1
1 これまでの取組.....	2
2 本市を取り巻く環境.....	3
3 本市の職員に関する現状.....	4
4 本市の財務分析の結果（令和4年度）.....	7
5 目指す姿.....	8
6 行政経営の考え方.....	8
7 基本方針.....	9
8 指針及び実施計画の位置づけ.....	11
9 対象期間.....	11
10 推進体制と進捗管理.....	12
11 巻末資料.....	13

はじめに

このたび、令和7年度から令和11年度までを対象期間とする第2次近江八幡市行政経営改革指針を策定しました。

本指針は、令和5年度に策定しました本市の最上位計画である近江八幡市第1次総合計画（後期基本計画）に掲げる「公有財産の効率的管理」、「効率的・効果的な行政経営の推進と市民サービスの向上」、「持続可能な財政運営の確立」といった施策を実現させるとともに、将来にわたって持続可能な自治体経営はどうあるべきかを示したものです。

少子高齢化が進む本市において、行政運営の簡素化や効率化、コスト削減につながる取組を進めるだけでなく、市民の利便性の向上や行政サービスの質の向上等を新たな価値と捉え、新たな価値の創造につながる取組を展開することが持続可能なまちづくりへとつながると考えます。

本指針は、このような取組を進められる組織・仕組みの構築、人材の育成を目指しています。

これらを目指すことにより本市が皆さまにとって誇りに思え、安心して次世代に引き継げるよう、ハートフルで持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本指針の策定にご尽力いただきました近江八幡市行政改革推進委員会の皆さまをはじめ、様々な機会でご貴重なご意見やご提案をいただきました多くの市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

近江八幡市長 小西 理

1 これまでの取組

近江八幡市では、合併以前の旧近江八幡市及び旧安土町において、それぞれ、市民と行政の役割や事業の見直しを進め、行政の簡素化や合理化に取り組んできた経緯があります。平成22年3月21日の市町合併により新・近江八幡市が誕生して以降は、新たな自治体運営体制の確立を目指して行政改革に取り組んできました。

合併以降は下記のとおり、大綱及び指針を策定してきました。大綱及び指針において、基本方針を示した上で、この基本方針に沿った具体的な取組については、実施計画に定め、進捗管理をしながら取り組んできました。

まず、平成22年度から平成26年度を対象期間とする「行政改革大綱」を策定し、市民との協働によるまちづくりの推進、業務の見直し、組織のスリム化、定員の適正化等に取り組んできました。

続いて、平成27年度から平成31年度を対象期間とする「第2次行政改革大綱」を策定し、市民との協働を今まで以上に推進するために広報公聴機能の充実、持続可能な財政基盤の確立を目指した財政指標の適正管理、公有財産の有効活用を図るために「公共施設等総合管理計画」に基づくマネジメント等に取り組んできました。

さらに、令和2年度から令和6年度を対象期間とする「行政経営改革指針」を策定し、人口減少社会においても公共サービスを適切に維持するために、ICT技術の導入を推進し、新たな視点による行政経営改革に取り組んできました。「行政経営改革実施計画」に定めた取組については、「近江八幡市行政経営改革実施計画総括」のとおり、多くの取組が計画どおりに進捗し、一定の成果が得られたことが確認されました。今後は、これまでの取組の趣旨や目的をさらに浸透させ、継続的に取組を進める必要があります。

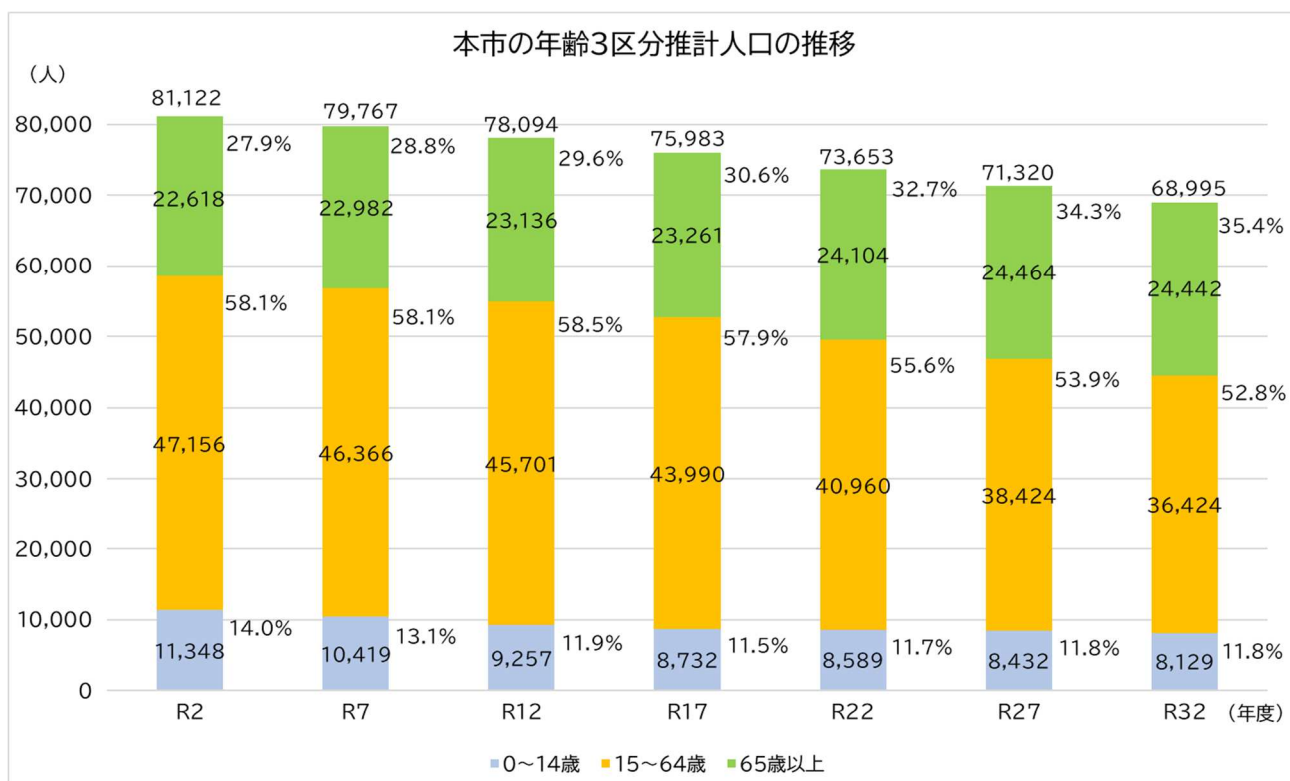
期間	大綱・指針	基本方針	実施計画
平成22年度 ～平成26年度	行政改革大綱	I 市民と行政が協働してまちづくりを進められるように、行政の役割や責任を明確にした市政の確立	行政改革実施計画
平成27年度 ～平成31年度 (令和元年度)	第2次行政改革大綱	II 市民が誇りに思え、満足できるまちを創っていけるための、持続可能な財政基盤の確立 III 時代の要請に的確に対応できる組織づくりと人づくりによる組織力の向上	行財政改革プラン
令和2年度 ～令和6年度	行政経営改革指針	1 市民が主役、市民が主体のまちづくり“市民との協働、そして共創へ” 2 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ“持続可能な財政基盤の確立” 3 変容する新たな時代へ創造的挑戦“未来につながる行政経営の推進” 4 職員が輝く、強靱な組織づくり“組織マネジメントの強化”	行政経営改革実施計画

2 本市を取り巻く環境

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年推計」によると、本市の将来推計人口は、令和2年の81,122人から令和32年には68,995人に減少し、30年間で14.9%の人口の減少が見込まれています。

また、年齢区別に人口の割合を見ると、0歳～14歳の人口の割合は令和2年には14.0%であるのに対し、30年後の令和32年には11.8%に減少することが見込まれています。その一方で、65歳以上の人口の割合は令和2年には27.9%であるのに対し、30年後の令和32年には35.4%に増加することが見込まれています。

このような人口減少や少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少による社会構造の変化に加えて、現代は社会経済情勢が短期間で大きく変貌し、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代といわれています。このような状況において、行政需要は変化していくことが予想され、限られた財源や人員体制のなかで、変化していく行政需要に対応していくことが求められます。



（出典）国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口 令和5（2023）年推計」

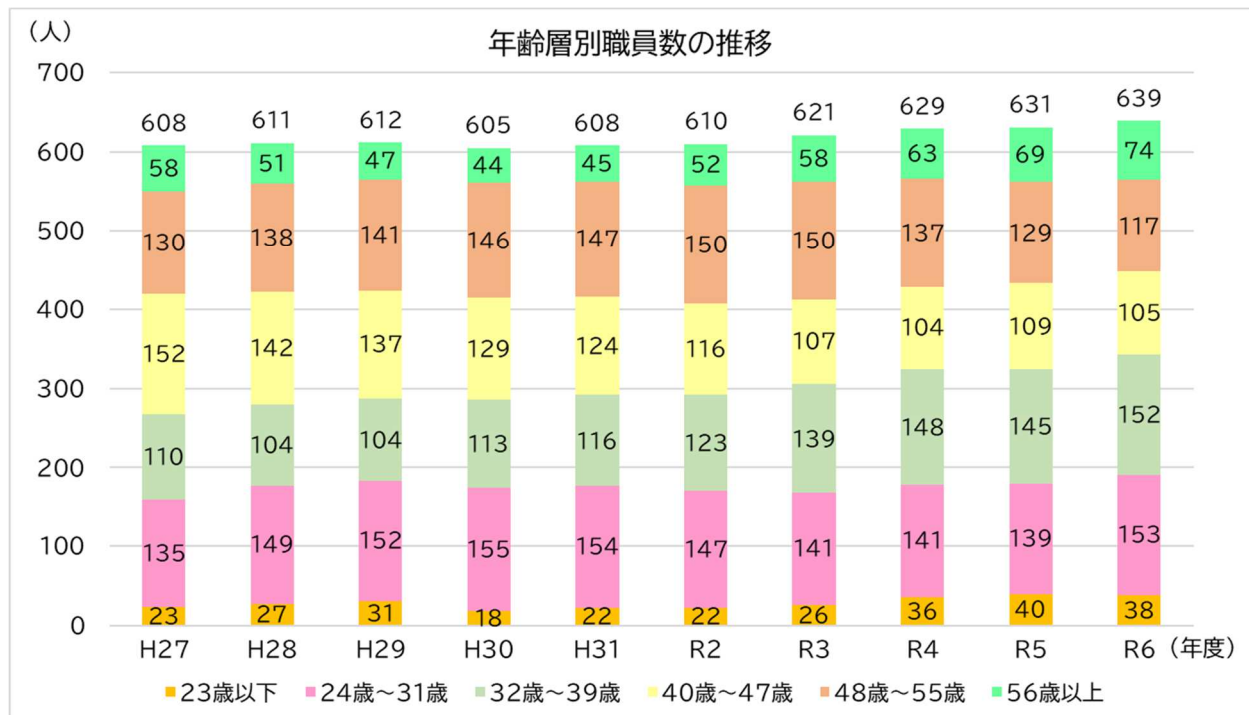
3 本市の職員に関する現状

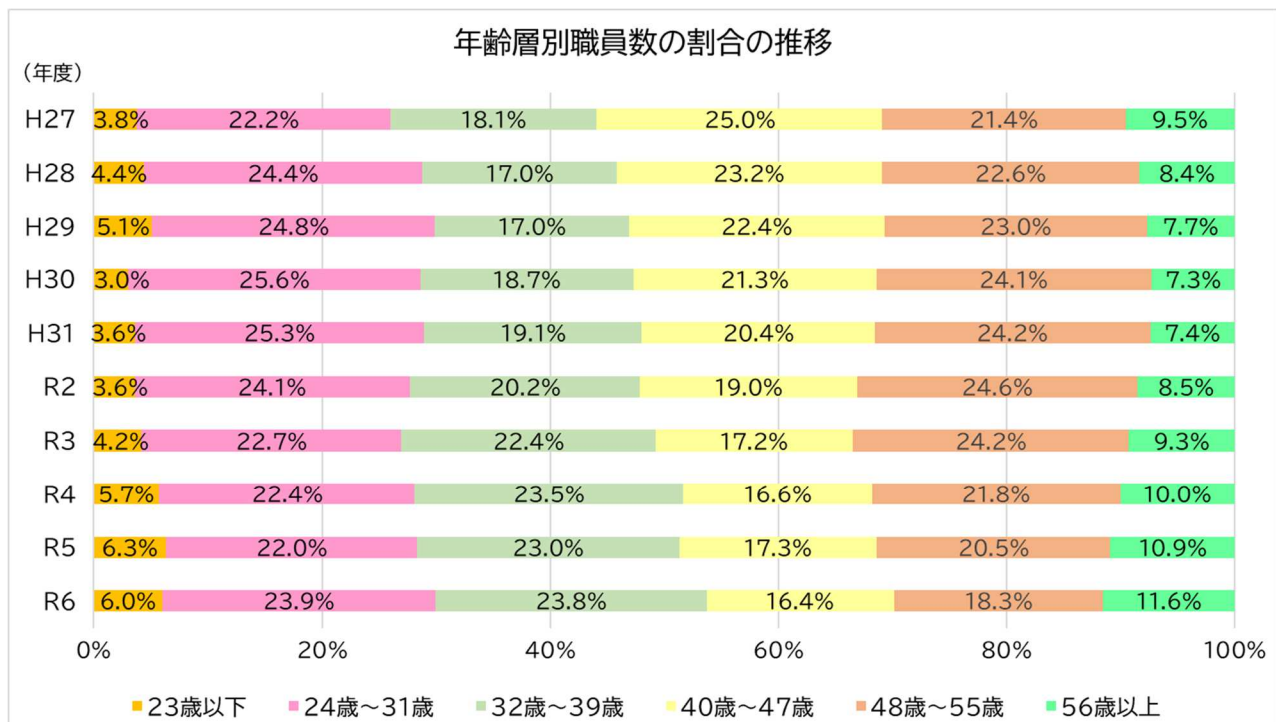
1 年齢層別職員数の推移

職員数（総合医療センターを除く。）の推移を過去10年間にわたって見ると、平成30年度に605人と最も職員数が少ない状況でしたが、平成31年度以降は増加傾向で推移し、令和6年度には639人に達しています。

年齢層別で見ると、39歳以下の職員の割合は、平成27年度は44.1%でしたが、令和6年度には53.7%に増加しています。一方で、40歳～55歳の職員の割合は、平成27年度は46.4%でしたが、令和6年度には34.7%に減少しています。56歳以上の職員の割合の増加は、令和元年度から再任用職員の常勤化を行ったことや過去の採用人数等が影響しています。

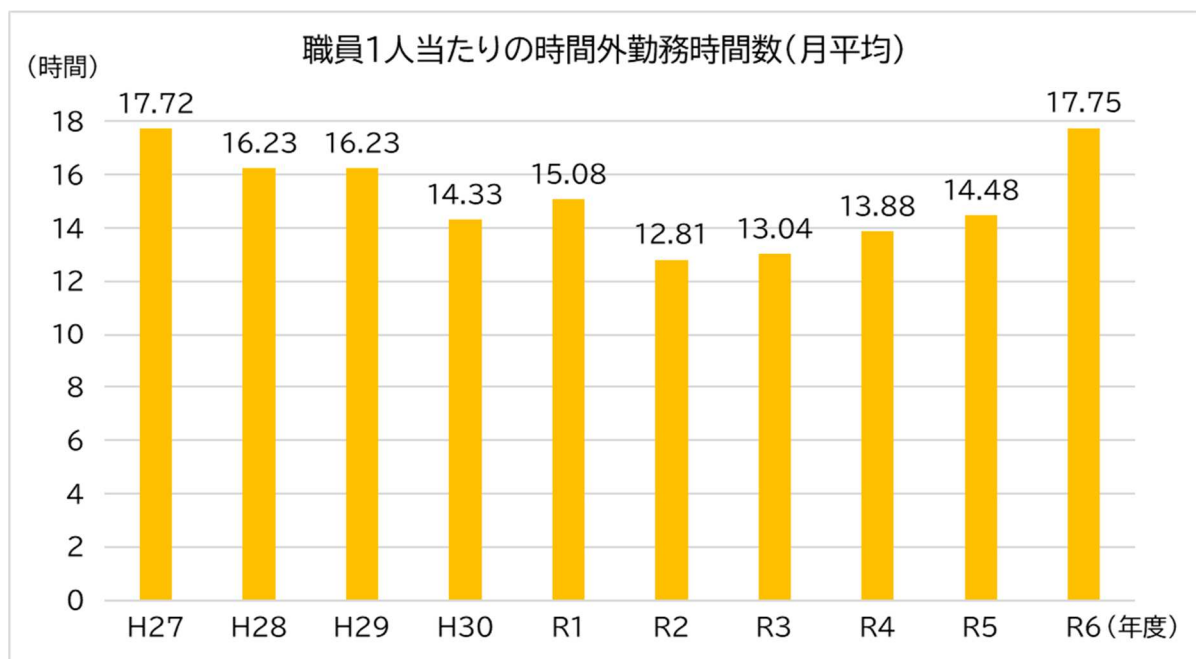
こうした年齢構成の変化を踏まえた人材育成を進めていくことが求められます。





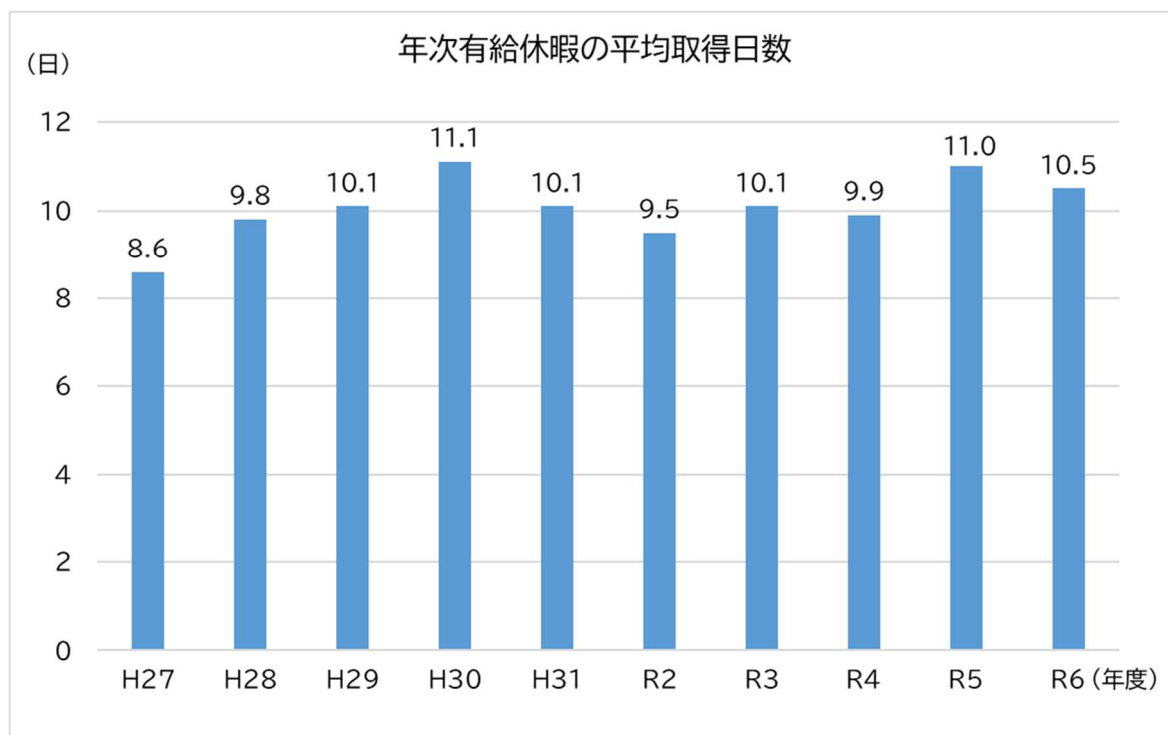
2 時間外勤務の状況

職員（総合医療センターを除く。）1人当たりの時間外勤務時間数（月平均）を過去10年間にわたって見ると、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は一時的に減少しましたが、その後、各種事業やイベントが再開されたことに加え、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策等に伴い、令和3年度以降再び増加傾向にあります。特に、令和6年度は過去10年間で時間外勤務時間数が最大となっており、時間外勤務の削減に向けた取組が必要です。



3 年次有給休暇の取得状況

一般職員（育休、休職者を除く。）の年次有給休暇の平均取得日数を過去10年間にわたって見ると、年度ごとに取得日数の増減に波があるものの、全体としては緩やかな増加傾向にあります。平成27年度の8.6日から令和6年度の10.5日へ増加しており、長期的には取得日数が増えているといえます。年次有給休暇の取得促進については、ワークライフバランスの観点からも重要であり、その他の休暇制度を含め、取得しやすい職場づくりを推進することが必要です。



4 本市の財務分析の結果（令和4年度）

令和4年度の一般会計等（一般会計、文化会館事業特別会計）における統一的な基準による財務書類、決算統計等をもとに財務分析を行った結果は下記のとおりです。財務分析の詳細については、巻末資料をご覧ください。

【財務分析結果まとめ】

- 令和4年度決算の収支及び基金等の状況によると、本市の財政状況は健全といえます。
- 税収等のうち、ふるさと納税等の寄附金が約20%（市税の半分程度）を占めています。制度改革等によって、ふるさと納税の減少リスクも考えられるため、行政サービスとしての還元とともに、より効果的・効率的な予算執行に努めることが必要です。
- 今後、施設の更新費用が必要となる中で、施設にまつわる行政サービスや施設の在り方の見直しを行うことが必要です。
- 住民1人当たり事業用非償却資産（土地・建設仮勘定等）が県内11市の中央値43.8万円に対して、本市は51.9万円となっており、固定資産のうち、土地を多く所有しており、土地の有効活用を検討していく必要があります。

5 目指す姿

【目指す姿】

将来の不確実性に備える組織・仕組みの構築、人材の育成

今後、生産年齢人口の減少等によって、本市における税収等が減少していくことも考えられます。また、制度改正等によって、ふるさと納税の減少リスクも考えられます。

一方、少子高齢化が進むことで、社会福祉サービスの需要が増加するとともに、子育て支援対策の必要性も高まります。また、人口減少や少子高齢化の進行による社会構造の変化により、公共施設等の利用需要の変化も予想されます。このように、変化していく行政需要に、限られた財源や人員体制のなかで対応していくことが求められます。

本指針では、このような将来の不確実性に備える組織・仕組みの構築、人材の育成を目指します。

6 行政経営の考え方

本指針の「5 目指す姿」の実現にあたって、本指針における「行政経営」とは何かを改めて考える必要があります。

地方自治法第2条第14項に「地方公共団体はその事務処理にあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されており、地方自治の原則は、市民ニーズを的確に把握し、そのニーズに応えるために、質の高い行政サービスをできるだけ低いコストで提供することにあります。

この地方自治の原則に基づき、本指針における「行政経営」とは、行政経営体（組織、財政、人）としての力を高めるとともに、行政資源の配分を見直すことと捉えます。

この行政経営の考え方については、本市の最上位計画である「近江八幡市第1次総合計画後期基本計画」の下記の施策とも一致するものです。

【基本目標6】

協働と連携に基づいてしなやかな「地域の経営」ができる体制を整えます

＜地域自治・行政経営＞

施策2：公有財産の効率的管理

施策3：効率的・効果的な行政経営の推進と市民サービスの向上

施策4：持続可能な財政運営の確立

※ 総合計画の基本目標6の施策1「地域・公共の担い手の育成」について、市民との協働は本市の**市政運営**の基本であり、「第2期近江八幡市市民自治基本計画」を中心に推進していきます。また、施策5「DXの推進」について、あらゆる取組でDXを進めるとともに、今後、策定予定の「(仮称)DX推進方針」を中心に推進していきます。

7 基本方針

行政経営体（組織、財政、人）としての力を高め、行政資源の配分を見直すために、本指針においては、下記の3つの基本方針に焦点を絞って取り組みます。

【基本方針1】

効率的・効果的な行政経営の推進と市民サービスの向上

- ①実効的・効率的な行政運営の実施
- ②時代の変化に対応できる人材育成と組織づくり
- ③市民サービスの向上・効率化

人口減少や少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少による社会構造の変化に加えて、現代は社会経済情勢が短期間で大きく変貌し、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代といわれており、このような状況において、行政需要は変化していくことが想定されます。

限られた財源や人員体制のなかで、変化していく行政需要に対応するためには職員の能力と意欲を最大限に引き出し、職員一人一人が誇りを持って働けるように組織マネジメントに**取り組み**、さらに、組織力を高め、高い士気をもって業務を遂行できる仕組みづくりが必要です。

【基本方針2】

持続可能な財政運営の確立

- ①市税等の収納率向上や新たな収入確保による歳入の維持
- ②歳入に見合った歳出の維持
- ③外郭団体への支援・関与の在り方検討、地方公営企業の経営健全化

市民ニーズに応じた質の高い行政サービスを実施していくためには持続可能な財政基盤を維持していく必要があります。

歳入面に着目すると、生産年齢人口の減少等によって、本市における地方税は徐々に減少することも考えられることから、新たな収入の確保に取り組む必要があります。

一方、歳出面においては、少子高齢化が進むことで、社会福祉サービスの需要が増加するとともに、子育て支援対策の必要性も高まります。さらに、公共施設等の老朽化に伴う更新、長寿命化の実施も見込まれます。このような状況のなかでも質の高い行政サービスを維持しながら、歳入とバランスのとれた歳出を堅持していく必要があります。

【基本方針3】 公有財産の効率的管理

- ①市民ニーズに応じた適切な公共施設の配置・管理運用
- ②公共施設・インフラの計画的な管理、長寿命化
- ③公共施設・インフラの維持管理・更新等に係る民間活力の活用等

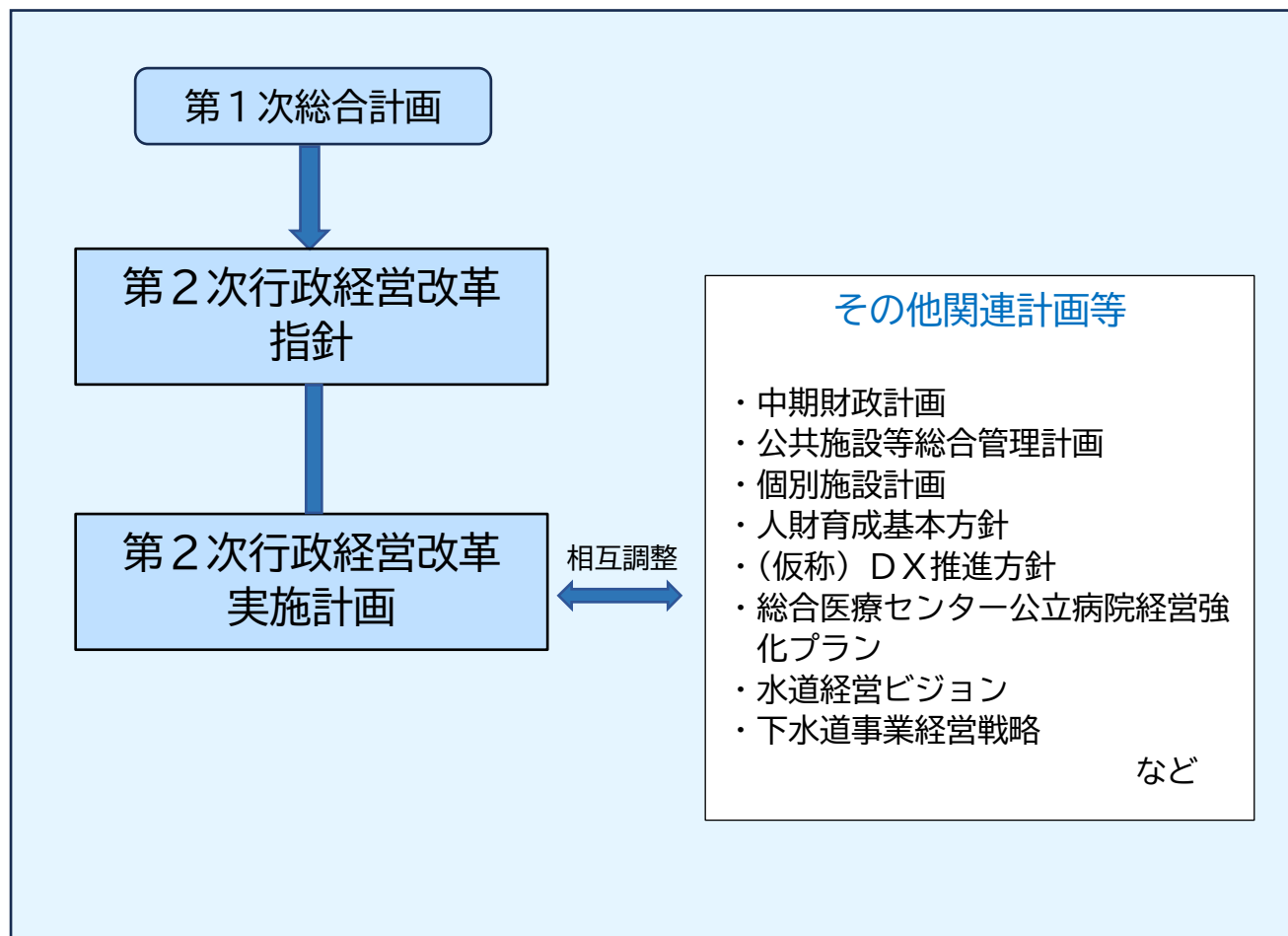
本市においては、公共施設や道路、橋梁といったインフラの老朽化が進み、今後、多額の更新費用が必要となります。

また、人口減少や少子高齢化の進行による社会構造の変化により公共施設等の利用需要の変化も予想されます。

このような中で、市民ニーズを的確に把握し、それに応じた公共施設の効果的な配置が必要であるとともに、公共施設やインフラの更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化及び需要とサービスのバランスを考慮した最適配置を図る必要があります。

8 指針及び実施計画の位置づけ

「第1次総合計画後期基本計画」の基本目標6「協働と連携に基づいてしなやかな「地域の経営」ができる体制を整えます」の「効率的・効果的な行政経営の推進と市民サービスの向上」、「持続可能な財政運営の確立」、「公有財産の効率的管理」を本指針の基本方針とし、この方針に沿った具体的な取組については、「第2次行政経営改革実施計画」に定め、関連する計画と相互調整を行いながら、取組を進めます。

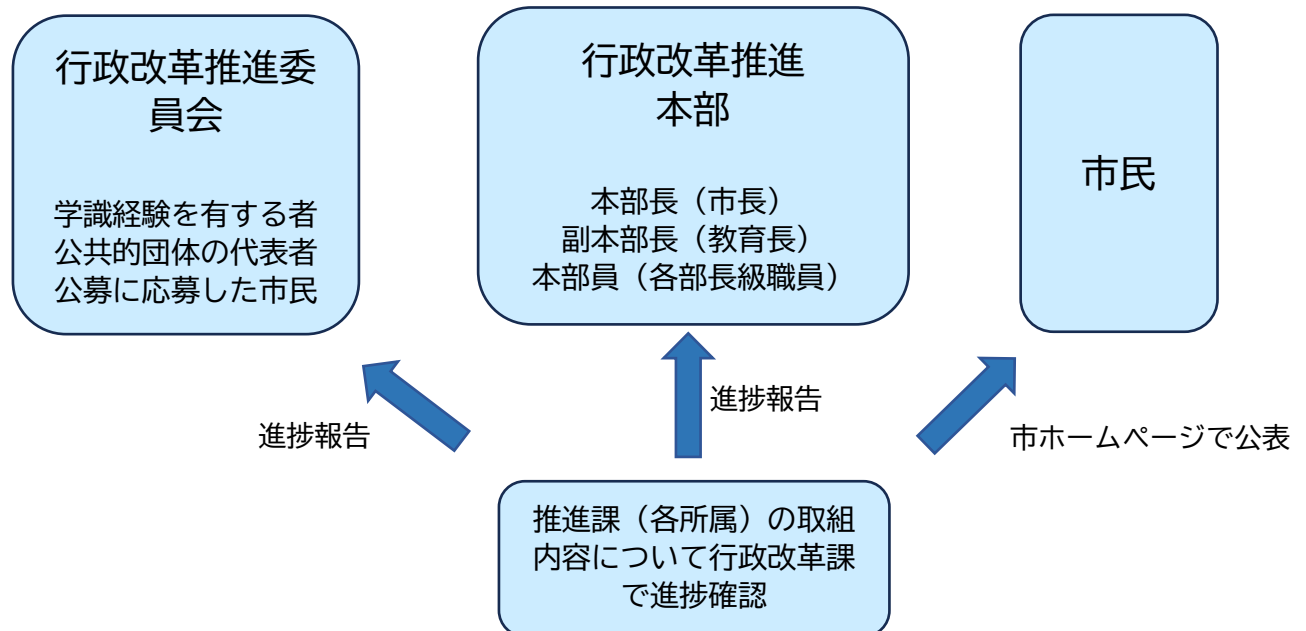


9 対象期間

対象期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。対象期間中も、「第2次行政経営改革実施計画」の取組内容等については、社会経済情勢の変化や財政状況に応じて、ブラッシュアップを行います。

10 推進体制と進捗管理

「第2次行政経営改革実施計画」の進捗状況については、毎年度確認し、行政改革推進本部及び行政改革推進委員会で報告するとともに、市ホームページで公表します。



【巻末資料】

本市の財務分析

令和4年度の一般会計等（一般会計、文化会館事業特別会計）における統一的な基準による財務書類、決算統計等をもとに指標を算定して、中核市である大津市を除く県内11市（高島市、長浜市、米原市、彦根市、東近江市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市）の中央値、平均値と比較分析を行いました。

【用語解説 ～中央値と平均値の違い～】

- 中央値とは、データを大きさの順に並べたときに、ちょうど順番が真ん中になる値です。
- 平均値とは、データの合計をデータの個数で割って得られる値です。
- 平均値は、平均値は極端な高い又は低い値に引っ張られ、比較に適さない場合もありますが、中央値は、極端な値に影響されずに分析を行うことができます。

また、他市との比較を行いやすくするため、各項目を人口で除した「住民1人当たり財務情報」で比較も行っています。

財務分析では、マクロ的視点とミクロ的視点に分けて分析しました。

【財務分析の手法】

- マクロ的視点の分析では、本市の財政全体の状況を俯瞰的に把握して、課題を洗い出します。
- ミクロ的視点の分析では、歳出の課題と見られる費目について、目的別・性質別の内訳を把握して、その課題を洗い出します。

※ 分析手法については、以下の研究論文を参考にしており、財政健全性の評価及び行政改革の端緒になる気づきを得る目的で分析を実施しました。また、分析に際しては、総務省「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用して、アドバイザーの横田慎一氏（公認会計士・商学博士）の協力を得ました。

※ 端数の関係でほかの公表資料と一致しない場合があります。

【参考文献】

- 横田慎一・保木本薫・馬場英朗（2021年）「公会計情報を活用した財政健全性の測定：健全化判断比率との比較から」『公共経営とアカウンタビリティ』政府会計学会 第2巻1号 P. 44-56
- 横田慎一（2022年）「行政課題解決に向けた公会計情報の活用方法に関する一考察：「ムダの削減」の端緒としての財務指標の有用性検証」『公共経営とアカウンタビリティ』政府会計学会 第3巻1号 P. 27-43

1 マクロ的視点（財政全体の状況）

(1) 収支のバランスについて

【収支の状況】

指 標	近江八幡市	中央値	平均値
①基礎的財政収支(百万円)	5,043.0	2,382.0	2,498.6
②受益者負担比率(%)	4.7	4.3	4.3
③本年度差額率(%)	12.7	5.9	6.7
④経常収支比率(%)	88.6	90.2	90.6

①基礎的財政収支の分析

<指標の意味>

- 基礎的財政収支は、地方債等の元利償還額（公債費）を除いた歳出と、地方債等発行収入（借金）を除いた歳入のバランスを示した指標です。
- 収支が黒字（プラス）の場合は、行政サービスに必要な経費が借金や基金の取崩しに頼らずに税金・交付税・寄附金・国県補助金等で賄われていることを表します。

※ 基礎的財政収支 = (資金収支計算書の) 業務活動収支（支払利息支出を除く。）+ 投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く。）

<分析結果>

- 本市の基礎的財政収支はプラス、かつ、県内11市の中央値を大きく上回っており、行政サービスに必要な経費が借金や基金の取崩しに頼らずに税金・交付税・寄附金・国県補助金等で賄われている状況です。
- そのため、当該年度1年間における収支の状況は健全といえます。
- ただし、税金等のうち、ふるさと納税等の寄附金が約20%（市税の半分程度）を占めています。制度改正等によって、ふるさと納税の減少リスクも考えられるため、行政サービスとしての還元とともに、より効果的・効率的な予算執行に努める必要があります。

②受益者負担比率の分析

<指標の意味>

- 行政サービス提供に対する利用者の直接的な負担割合を表し、いわゆる「受益者負担」の程度を示します。

※ 受益者負担比率 = 経常収益（使用料・手数料等）÷ 経常費用 × 100

<分析結果>

- 本市の受益者負担比率は4.7%となっており、県内11市の中央値に近い水準です。
- 他団体においても、今後、施設の更新費用が必要となる中で、施設にまつわる行政サービスや施設の在り方の見直しを行う必要があります。

③本年度差額率の分析

<指標の意味>

- 本年度差額は、行政サービス全体における受益（行政サービスコスト）と負担（使用料、税収等）の差額を示すものです。
- この本年度差額を経常収益及び財源で比較したものが本年度差額率であり、民間企業における純利益率に該当する指標です。

※ 本年度差額＝（行政コスト計算書の）純行政コスト＋（純資産変動計算書の）財源

※ 本年度差額率＝本年度差額÷（（行政コスト計算書の）経常収益＋（純資産変動計算書の）財源）×１００

<分析結果>

- 本市の本年度差額率は、県内１１市の中央値を大きく上回っており、将来世代にツケ（負担）を先送りしない財政運営ができています。
- そのため、当該年度１年間における損益の状況は健全といえます。
- ただし、税収等のうち、ふるさと納税等の寄附金が約２０％（市税の半分程度）を占めています。制度改正等によって、ふるさと納税の減少リスクも考えられるため、行政サービスとしての還元とともに、より効果的・効率的な予算執行に努める必要があります。

④経常収支比率の分析

<指標の意味>

- 経常収支比率は、人件費や扶助費、公債費等の経常経費に地方税や地方交付税等の経常収入がどの程度充当されているかを比率で示すものです。
- 経常収支比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいるとされ、公共施設・インフラへの投資（更新を含む。）や臨時的な財政需要に対応した事業の実施が難しい状態といえます。

※ 経常収支比率＝経常経費（人件費、扶助費、公債費等）充当一般財源÷（経常一般財源（地方税、普通交付税等）＋臨時財政対策債等）×１００

<分析結果>

- 本市の経常収支比率は、県内１１市の中央値より２％弱低い値となっていますが、８８．６％と高い水準にあります。
- 公共施設・インフラへの投資（更新を含む。）や臨時的な財政需要に充てることのできる財源は、経常一般財源のうち、１１．４％程度（＝１００－８８．６）であり、財源的な余裕度は高くありません。

(2) 基金について

【資産の状況】

指 標	近江八幡市	中央値	平均値
①減価償却累計額対基金残高比率(%)	29.0	13.0	14.9
②財政調整基金等月収倍率(月)	3.3	3.0	3.1

①減価償却累計額対基金残高比率の分析

<指標の意味>

- 減価償却累計額対基金残高比率は、将来の公共施設等の更新費用の概算金額に対して基金がどの程度蓄えられているかを示しています。
- 公共施設等の減価償却累計額に対する基金残高（ただし、減債基金を除く。）の割合で算出されます。

※ 減価償却累計額対基金残高比率 = 基金残高（減債基金を除く。）÷ 公共施設等の減価償却累計額 × 100

<分析結果>

- 本市の減価償却累計額対基金残高比率は29.0%であり、県内11市の中央値を上回っていますが、将来更新費の29.0%しか準備できておらず、公共施設やインフラ資産等の償却資産の老朽化に対応するためには、計画的に基金への積み立てを一層行う必要があります。

②財政調整基金等月収倍率の分析

<指標の意味>

- 財政調整基金等月収倍率は、基準時点で保有している財政調整基金及び現金預金残高が税收等収入月額（起債収入等を除く収入）の何か月分に相当するかを表し、予算編成の柔軟な対応能力を把握することができます。

※ 財政調整基金等月収倍率 = 財政調整基金、減債基金及び現金預金残高 ÷ ((資金収支計算書の) 経常収入 ÷ 12)

<分析結果>

- 本市の財政調整基金等月収倍率は3.3か月であり、県内11市の中央値とほぼ同水準です。

(3) 歳出について

【住民1人当たり財務情報】

指 標	近江八幡市	中央値	平均値
①住民1人当たり資産額(万円)	176.3	162.9	170.7
②住民1人当たり事業用資産(万円)	90.0	90.2	89.0
住民1人当たり事業用償却資産(万円)	38.1	44.9	42.2
住民1人当たり事業用非償却資産(土地・建設仮勘定等)(万円)	51.9	43.8	46.7
③住民1人当たりインフラ資産(万円)	38.1	43.6	50.2
④住民1人当たり負債額(万円)	33.2	55.3	54.0
⑤住民1人当たり純行政コスト(万円)	38.4	37.9	39.1
⑥住民1人当たり人件費(万円)	6.4	8.0	8.1
⑦住民1人当たり物件費等(万円)	13.8	13.6	14.2
住民1人当たり物件費(百万円)	9.6	8.9	9.0
住民1人当たり維持補修費(百万円)	0.5	0.6	0.7
住民1人当たり減価償却費(百万円)	3.7	3.8	4.5
住民1人当たりその他物件費等(百万円)	0.0	0.0	0.0
⑧住民1人当たりその他業務経費(万円)	0.4	0.6	0.7
⑨住民1人当たり移転費用(万円)	20.2	17.5	18.7
住民1人当たり補助金等(万円)	7.2	8.1	8.0
住民1人当たり社会保障給付(万円)	8.6	7.6	7.8
住民1人当たり他会計への繰出(万円)	3.9	2.6	2.8
住民1人当たりその他移転費用(万円)	0.5	0.02	0.1

<指標の意味と分析結果>

①住民1人当たり資産額

資産とは、固定資産（土地、建物、道路等）や流動資産（現金、市税の未収金等）等のことです。県内11市の中央値162.9万円に対して、本市は176.3万円となっており、資産額は他団体よりも高いといえます。

②住民1人当たり事業用資産

事業用資産とは、市庁舎等の土地、建物等のことです。県内11市の中央値90.2万円に対して、本市は90.0万円となっており、事業用資産は中央値と近い値となっています。事業用資産のうち、非償却資産（土地・建設仮勘定等）が県内11市の中央値43.8万円に対して、本市は51.9万円となっており、固定資産のうち、土地を多く所有しているといえます。

③住民1人当たりインフラ資産

インフラ資産とは、道路や橋梁、公園等のことです。県内11市の中央値43.6万円に対して、本市は38.1万円となっており、インフラ資産は他団体よりも少ないといえます。

④住民1人当たり負債額

負債とは、市債や未払金等の将来的に現金の支払が見込まれるもののことです。県内11市の中央値55.3万円に対して、本市は33.2万円となっており、負債は他団体よりも少ないといえます。

⑤住民１人当たり純行政コスト

行政サービスを提供するために消費した費用を人口１人当たりで算出した指標になります。県内１１市の中央値３７．９万円に対して、本市は３８．４万円となっており、行政サービスに要するコストが他団体よりもやや高いといえます。

⑦住民１人当たり物件費等

物件費等とは、施設の維持管理や各種政策を推進するための業務費用のことをいいます。この中には、現金支出を伴わないコストである「減価償却費」も含まれています。住民１人当たり物件費等は、県内１１市の中央値１３．６万円に対して、本市は１３．８万円となっており、行政サービスに要する物件費等が他団体よりもやや高いといえます。

⑨住民１人当たり移転費用

移転費用とは補助金、社会保障給付費（障がい福祉サービス事業費、保育事業費等）、他会計（下水道）への繰出金のことをいいます。県内１１市の中央値１７．５万円に対して、本市は２０．２万円であり、２．７万円高い値となっています。

2 ミクロ的視点（物件費の詳細）

物件費について、目的別、性質別で詳細をみていきます。

(1) 物件費について

【住民1人当たり物件費の性質別内訳（千円）】

指 標	近江八幡市	中央値	平均値
旅費	0.12	0.39	0.38
交際費	0.01	0.01	0.01
需用費	12.27	13.98	13.51
役務費	14.79	3.44	3.84
備品購入費	1.97	1.74	1.97
委託料	41.43	49.82	50.13
その他	4.24	7.67	7.07

※ 物件費の詳細分析は決算統計をもとにしており、減価償却費等を含まないため、地方公会計のデータをもとにした前頁の「物件費等」とは一致しません。

<指標の意味>

○物件費とは、性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称です。

○具体的には、旅費（職員旅費等）や役務費（リース料、支払手数料等）、備品購入費、委託料等が含まれます。

<分析結果>

○住民1人当たり物件費の性質別内訳では、役務費が県内11市の中央値3.44千円に対して、本市は14.79千円であり、約11.4千円高い値となっています。

○物件費が高い大きな要因は役務費であり、役務費の効率化・見直しが必要です。

○また、物件費のうち、委託料が大きな金額を占めており、委託事業の効率化・見直しも必要です。

【住民1人当たり物件費の目的別・性質別内訳（千円）】

指 標	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	合計
賃金	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
旅費	0.02	0.05	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.12
交際費	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
需用費	0.03	1.92	0.72	0.71	0.00	0.12	0.07	0.44	0.41	7.84	12.27
役務費	0.00	11.98	0.45	1.32	0.00	0.01	0.29	0.08	0.04	0.62	14.79
備品購入費	0.00	0.24	0.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.45	1.20	1.97
委託料	0.21	9.50	1.14	19.81	0.08	0.11	0.67	1.75	0.04	8.13	41.43
その他	0.00	1.16	0.23	1.03	0.01	0.04	0.03	0.16	0.06	1.51	4.24
合計	0.27	24.85	2.62	22.89	0.10	0.29	1.06	2.43	1.01	19.32	74.84

<分析結果その1 ～役務費の内訳～>

○住民1人当たり物件費の目的別・性質別内訳を見ると、役務費のうち、総務費が11.98千円と最も高く、次いで衛生費が1.32千円となっています。

○総務費の役務費としては、ふるさと応援事業の手数料、通信運搬費、広告料等があります。

○衛生費の役務費としては、母性育成指導事業の手数料、新型コロナウイルスワクチン接種事業の手数料等があります。

<分析結果その2 ～委託料の内訳～>

○委託料のうち、衛生費が19.81千円と最も高く、次いで、総務費が9.50千円となっています。

○衛生費の委託料としては、環境エネルギーセンター施設運営事業の委託料、一般廃棄物収集事業の委託料、感染症予防対策事業の委託料等があります。

○総務費の委託料としては、電算システム維持管理事業の委託料、市民バス運行事業の委託料、シティプロモーション事業の委託料、ふるさと応援事業の委託料等があります。

<分析結果その3 ～本市の財源配分の状況～>

○住民1人当たり物件費の目的別用途を見ると、本市は、他の分類以外の総務的な費用である総務費（24.85千円、33.2%）に最も財源を充ており、次いでごみ処理、保健衛生等の衛生費（22.89千円、30.6%）に財源を充てています。

○教育費（19.32千円、25.8%）は、目的別用途では3番目に財源を充てています。

○財源の配分については、時代の変化に伴う住民のニーズ変化に応じていく必要があります。事務・事業の精査、予算査定等を通じて最適な配分を追求していく必要があります。

第2次近江八幡市行政経営改革指針
令和 年 月
近江八幡市総合政策部行政改革課